

情報理論研究会におけるスコープ審査に関する規程

情報理論研究専門委員会
2021年12月6日制定

第1条 目的

電子情報通信学会 第一種研究会 情報理論研究会での一般講演は技術的内容に関するものを受け付ける。スコープ外の恐れがある発表申し込みについては、下記の手順に従いスコープ審査を実施する。その結果として、発表申込を不受理とすることがある。

第2条 審査の発議

- スコープ外の恐れがある発表申込があった場合、研専幹事は研専委員長と予備審議を実施する。
- 予備審議の結果、スコープ審査の実施を決定した場合、研専委員長は直ちに審査委員会を設置する。
- スコープ審議を実施する場合には、発表申込者に対してその旨を通知する。

第3条 審査委員会

- 審査委員会は研専委員長を審査委員長とし、情報理論研専幹事団によって構成される。
- 審査委員会はその発表申込が研究会のスコープ内であるか否かを判定し、研究会での発表の諾否を決定する。
- 審査委員会は必要に応じて、著者（ら）に発表内容のわかる資料の提出を求めることができる。

第4条 審査結果の開示

- 審査委員会で判定結果が確定した場合、直ちに著者（ら）に判定結果を通達する。
- 審査委員会は著者（ら）からの判定結果に関する異議申し立てを受け付けない。
- 審査委員長は情報理論研究専門委員会に対して審議の経緯・判定結果とその根拠を事後に説明しなければならない。

第5条 公開と改定

本規程は、情報理論研究会のウェブページで公開をする。本規程の改定は、情報理論研究専門委員会の承認を得るものとする。

附則

本規程は、2021年度第3回情報理論研究専門委員会終了後に公布し、2022年3月の情報理論研究会への発表申込の開始時から施行する。

以上